

法定外公共物管理条例に基づく占用及び工事の許可の解説

これは、上越市法定外公共物管理条例を補完するための資料として、道路課が財産を管理する法定外公共物に適用します。

(占用の許可等)

- 第5条 法定外公共物を占用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、前項の許可に当たり、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の許可の期間は、5年を超えることができない。ただし、市長が特別の必要があると認める場合においては、この限りでない。

【解説】

- 法定外公共物の占用については、原則的に道路法第32条（道路の占用の許可）を準用しています。
- 法定外公共物の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合で、道路や水路としての機能、構造等に支障がなく、管理に著しく支障がないと認められる場合（利害関係者の同意を得たもの）については、許可することができます。
- 個人の乗入れ等で水路に床版等を設置する場合は、占用物件として許可することができます。

(工事の許可)

- 第12条 法定外公共物の施設、構造物その他の附属物を改築し、若しくは付け替えし、法定外公共物の敷地を掘削し、若しくは盛土し、又はこれらに類する工事をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 第5条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

【解説】

- 改築とは、道路や水路の施設等の効用（用途）、機能等を原状より良くするための工事であり、砂利道を舗装する工事、土側溝をコンクリート製品の側溝に入れ替える工事、防護柵や防草シートの設置工事等が含まれます。
- 付け替えとは、原状の道路や水路の施設等を別の場所に移設する工事になります。
- 法定外公共物の敷地を掘削や盛土等をして、土地の形状を変更する行為や隣接する工事の影響を一時的に受ける場合でも許可が必要になります。
- これらに類する工事には、修繕（舗装や水路の補修等損傷した状態にある施設を原状に復旧する工事）も含まれますが、施設等の機能を管理するための維持（除雪、砂利の補充等反復して行われる機能保持）の行為は含まれません。
- 修繕には舗装の打換え又はオーバーレイ、損傷個所の側溝入替え等が含まれます。
- 維持には舗装の穴埋め（パッチング）、側溝の目地補修等が含まれます。